

# 介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A

No	質問内容	回答
1	<p>要支援2の方がケアプランに基づき、通所型サービスを週2回利用している場合で5週目がある場合は10回利用した場合は包括単位とあるが、9回の計画で予定通り9回利用した場合は、包括単位と回数単位どちらの適用となるか。</p>	<p>月の利用予定回数が10回ではなく9回となる場合があります。このような場合については、ケアプランにて週2回の利用計画となっており、かつ、その通りに利用したのであれば、包括単位が適用されます。                      例として、要支援2で回数単位を適用する場合は以下の場合が想定されます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ケアプランでの利用予定回数が週2回を下回る計画の場合</li> <li>●実際の利用回数が、ケアプランの利用予定回数を下回った場合                      (年末年始による休みや利用者の都合等により利用しなかった場合)</li> </ul> <p>※上記の考え方は、「事業対象者」、「要支援1」の場合でも同様となります</p>
2	<p>委託料を請求する際の                      ①介護予防サービス計画費                      ②介護予防ケアマネジメント費(ケアプランA)                      ③介護予防ケアマネジメント費(ケアプランB)                      ①～③の請求の違いは何か。</p>	<p>①は介護予防サービスのみ、介護予防サービスと通所型サービスまたは訪問型サービスを利用している場合となります。                      例:介護予防福祉用具貸与のみ                      介護予防通所リハビリテーションと訪問型サービスを利用</p> <p>②は通所型サービスまたは訪問型サービスを利用している場合となります。                      例:通所型サービスと訪問型サービスA(家事お助け隊)</p> <p>③は訪問型サービスA(家事お助け隊)のみを利用している場合となります</p>
3	<p>サービス請求コード「みなし指定」と「独自指定」の違いは何か。</p>	<p>「みなし指定」は平成27年3月31日に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業のみなしとして指定を受けたものとみなされます。                      サービスコードはA1:訪問型サービス(みなし)                      A5:通所型サービス(みなし)</p> <p>※「みなし指定」の指定有効期間が平成30年3月31日で満了となります。平成30年4月1日以降もサービスを継続する場合は、更新手続きが必要となり、サービスコードも独自のコードに変更となります。                      「独自指定」は平成28年4月1日以降に名護市にて指定をうけた事業所になります。                      サービスコードはA2:訪問型サービス(独自)                      A6:通所型サービス(独自)</p> <p>※名護市の独自コードは国が規定している単位数で設定しています。</p>

No	質問内容	回答
4	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合は、初回加算として請求することが可能か。	委託された居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所(包括支援センター)としては初めて当該利用者を担当するわけではありませんので、初回加算を算定することは出来ません。
5	利用者が月の途中で新規に通所型サービスを利用する場合は、回数単位で請求をするのか。	<p>名護市は包括報酬を基本としていますので、包括報酬対象サービスを月途中で利用する場合は、日割り算定となります。起算日については、利用者と事業所との契約日からとなります。</p> <p>上記の考え方は、訪問型サービスの場合でも、同様となります。</p> <p>例</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>例の場合においては、2/14からの日割り算定となります。</p> <p>参照：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)平成27年3月31日 厚生労働省事務連絡 資料9</p>